

会議概要

審議会等の名称	令和7年度 第3回湖西市国民健康保険運営協議会
担当部課名	市民安全部 保険年金課
会議の開催日時	令和8年1月8日(木) 13時30分から15時00分
会議の開催場所	湖西市役所 2階 市長公室
出席者	湖西市国民健康保険運営協議会委員 11名、事務局 4名
傍聴者	2名
議題	<p>【報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 湖西市国民健康保険の状況(令和6年度)について ② 湖西市国民健康保険 保健事業の進捗状況について ③ 国民健康保険税の課税限度額等の引き上げについて <p>【協議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 湖西市国民健康保険税の税率改定について ② 湖西市国民健康保険事業基金の取り崩しについて
配布資料等	<p>資料1 湖西市の国民健康保険 令和7年度版(令和6年度実績)</p> <p>資料2 湖西市国民健康保険 保健事業の進捗状況について</p> <p>資料3 国民健康保険税の課税限度額等の引き上げについて</p> <p>資料4 湖西市国民健康保険税の税率改定について</p> <p>資料5 答申書(案)</p> <p>資料6 令和8年度以降の出産育児一時金に係る一般会計の繰入金について</p> <p>その他資料1 委員名簿・席次表</p>

発言者	概要
【報告事項①②③】 事務局	報告事項①②③について事務局により資料に基づき説明を行った。 委員からの主な質疑、意見及び事務局からの回答は以下のとおりである。 ※委員からの事前質問なし
委員	特定健診の受診率、人間ドックの受診率が下がっているが、これまでのみなし健診を実施していなかったということか。
事務局	お見込みのとおりである。みなし健診は令和7年度から開始した新規事業である。
委員	国保財政の収支が年度によって差があるのはなぜか

事務局	税込や納付金が年度ごとに異なるためである。
委員	みなし健診は何件通知しているのか。
事務局	今年度は 1,062 通送付している。市内の医療機関に受診した場合のみ対象となる。
委員	患者が通知を持参することで、医療機関がみなし健診を実施できるという認識で間違いないか。
事務局	患者が通知を持参しなくても、みなし健診の対象者に該当すれば医療機関から報告することもできる。
委員	現状では、あまり身になっていないように感じる。市、医療機関、患者の三者による連携が必要ではないか。
事務局	事業が定着するまでまだ時間がかかる可能性がある。進め方については改めてよりよい方法を検討していきたい。
【協議事項①】 事務局	協議事項①について事務局により資料に基づき説明を行った。 委員からの主な質疑、意見及び事務局からの回答は以下のとおりである。 ※委員からの事前質問なし。
会長	市が被保険者の負担軽減を図る観点から、国及び県に対して制度の見直しを働きかけることを、答申案に盛り込むことは可能か。
事務局	承知した。付帯意見として追記する。
事務局	付帯意見に、「また、被保険者の負担軽減のため、国・県へ制度の抜本的な見直しを求めるよう努めること。」と追記した。
会長	では、追記分を含め、答申案で異議はないか。 ※異議なし 採決を行う。この答申案に賛成の方は挙手をお願いする。 挙手全員。 多数決の結果、挙手全員により、この答申案のとおり決定する。
【協議事項②】 事務局	協議事項②について事務局により資料に基づき説明を行った。 委員からの主な質疑、意見及び事務局からの回答は以下のとおりである。
委員	市基金から補填するとのことだが、市基金は枯渇しないのか。
事務局	市基金残高は約 4 億 7,000 万円である。令和 8 年度は、県基金充当廃止に伴う納付金増加分及び出産育児一時金の制度変更に対応するため、1 億 5,000 万円の財源補填を見込んでいる。これにより、残額は約 3 億 2,000 万円となる
委員	出産育児一時金の財源不足は、今後もこの程度で推移していくのか。
事務局	国において出産育児一時金の増額が検討されているため、増加する

	可能性がある。
委員	税額に転嫁されるのか。また、市基金は将来的に枯渇しないのか。
事務局	お見込みのとおり、現行の税率のままでは、数年で市基金は枯渇する見込である。このため、赤字運営とならないよう令和 9 年度課税分から、税率改定を行う予定である。
委員	資料に書き込みのある出生数 25 人の根拠は何か。
事務局	令和 8 年度予算において見込んでいる出生数である。
委員	了承した。
会長	<p>それでは、協議事項②について採決を行う。令和 8 年度以降、国民健康保険事業の財源不足について、令和 8 年度は、市基金により補填すること、令和 9 年度以降分については、国保税率の見直しを行うこと、以上 2 点に賛成の方は挙手をお願いする。</p> <p>挙手全員につき承認する。</p> <p>前回協議したとおり、取り崩し額が 1 億 5,000 万円を超える場合には、書面による再決議を行うことについて賛成の方は挙手をお願いする。</p> <p>挙手全員につき承認する。事務局は対応をお願いする</p>